

～ 地域で除雪活動を行う皆様へ ～

小型除雪機無償貸与事業のご案内

智頭町では、共助による地域除雪の普及・定着を図るため、コミュニティ組織に対する支援として、小型除雪機の貸与を行います。



- ❖ 支援内容 : 町の除雪計画路線となっていない生活路線や、高齢者の家庭の除雪をボランティアで取り組むコミュニティ組織に対し、小型除雪機を無償で貸与します。

❖ 使用例

高齢者や
障がいのある方宅周りの
除雪
(福祉除雪を含む)

消火栓や
ゴミステーション周
りの除雪

町が除雪対象としていない生
活道路
(車道又は歩道)の除雪



雪山で狭くなった
生活道路の
幅を広げる作業

- ❖貸出機械 : ハンドガイド型小型除雪機 (10馬力程度、除雪幅100cm程度を予定)
※機種の選択は出来ません。
※1組織に対して原則1台の貸与。
※申込み多数の場合は、ご希望に添えないこともあります。
- ❖貸出時期 : 11月頃予定
- ❖貸出費用 : 無償
※燃料等の消耗品、修繕に係る費用及びボランティア活動保険料は借受団体の負担となります。
- ❖申請書 : 町ホームページからダウンロードいただくか、地域整備課でもお渡しいたします。
- ❖申請方法 : 地域整備課まで郵送にて提出するか、持参してください。
- ❖申請期限 : 4月30日 午後5時 必着
- その他 : ・貸出団体の決定は、先着順ではありません。
・借受団体は、ボランティア活動保険等へ必ず加入してください。
・借受後は、毎年3月31日までに、績報告書を提出してください。
- 注意事項 : ・貸与後12年間は町による貸与ですが、12年経過後は自動的に無償譲渡となり、実績報告の提出は必要ありません。
・作業による事故については、借受者の責任とし、安全に十分注意してください。
・小型除雪機は車庫へ保管し、盗難等にご注意ください。
・小型除雪機を損傷、又は滅失したときは、現状に回復する、又はその損害を賠償していただく場合があります。

【申込み・お問い合わせ先】

智頭町 地域整備課

住 所 : 八頭郡智頭町大字智頭2072番地1 (役場2階)

TEL : 0858-75-4113

FAX : 0858-75-4124